

「大学生における大麻乱用の現状と予防対策」

吉本 佐雅子

(鳴門教育大学大学院教授)

はじめに

平成二〇年の秋以来、大学生において頻発した大麻乱用問題は、事件・事犯として報道され、大学・教育機関のみならず社会全体が、まさしく「危機」に遭遇したような勢いで薬物乱用問題に関心を寄せた。これまで犯罪、事件性とは無縁の領域、いわゆる安全圏であると思われていたあるいは思っていた「大学・大学生」が、薬物の関心も薄く、警察等の取締りの目も少ない、薬物の売買・乱用にとっての格好の市場対象になっていたのである。しかし、大学生を含む青少年の大麻乱用の増加傾向は以前から指摘されて

きたことであり、現に同年度（平成二〇年）八月に策定された第三次薬物乱用防止五か年戦略（内閣府・薬物乱用対策推進会議）では、大学生等への啓発活動、大麻・MDMA（合成麻薬）についての指導の充実を新たな取り組みとして入れていた。薬物乱用は防止対策の緩み、供給が容易な機会・場所・対象者（需要）を狙って、そして何より社会での関心の薄さに乗じて、広がって行く。大学生における大麻乱用問題はマスキミ的な報道により社会において大きな関心を集めたが、急な関心は急激に冷めることが危惧される。本稿のはじめに、きっかけはどうあれ、今後も社会全体の問題として継続して関心を向けておくことが大切

であり、そのことは薬物防止対策の基盤的要因となることを述べておきたい。

本稿では大学生を中心に、大麻乱用の現状（事犯調査および実態調査から）および薬物乱用防止対策の現状について解説し、最後にこれらからの薬物乱用防止対策について提言をさせていただく。

一、大麻乱用問題の現状

(一) 大麻事犯の現状（薬物犯罪調査データ・厚生労働省、警察庁、海上保安庁調べ）

・我が国の大麻事犯の動向

まず、我が国における大麻事犯の動向を他の薬物事犯と比較してみる。図1に五つの取締法における検挙者数の年次推移（昭和二十六年～平成二十一年）を示した。我が国では薬物乱用の動向は、主に依存性をもつ薬物を規制する五つの薬物取締法（図1に記載）における検挙者数が指標とされている。我が国では覚せい剤と有機溶剤（シンナー）が二大乱用薬物であり、大麻を含む他の薬物の乱用は極めて少ない。我が国の主な薬物乱用問題は覚せい剤乱用であり、このことは我が国の大きな特徴となっている。ちなみに南北アメリカ地域では大麻、コカインが、オセアニア、アフ

リカでは大麻が、アジア、ヨーロッパではヘロイン等のアヘン系薬物が乱用薬物となっている（「world drug Report 2008」報告）。

我が国では薬物検挙者の八割をしめる覚せい剤乱用の動向が薬物乱用防止対策の戦略指標として用いられ、「薬物乱用防止五か年戦略」等の対策がとられてきた（詳細は後段落に述べる）。覚せい剤乱用は平成一三年より減少する傾向が

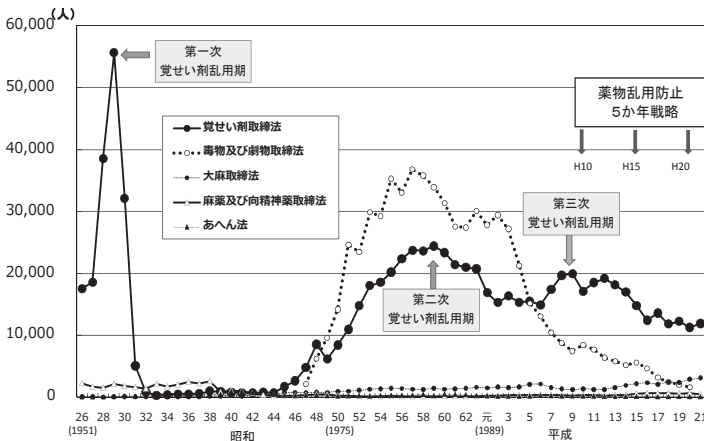


図1 薬物事犯検挙者数の年次推移（昭和26年～平成21年）

特集・学生生活の危機対応

みられる。ただし、この五年間ほどは一万一千人付近にとどまっており、依然として憂慮すべき状況が続いている。覚せい剤乱用の減少傾向に逆行するように増加傾向を示したのが大麻乱用である。大麻乱用事犯は平成二〇年には全薬物事犯の約二割を占めるようになった。また、事犯検挙者のうち青少年（二〇歳代および未成年）が占める割合は、覚せい剤では二五％であるのに対して、大麻では六三％と、青少年に乱用されやすいことが大麻事犯の特徴とし

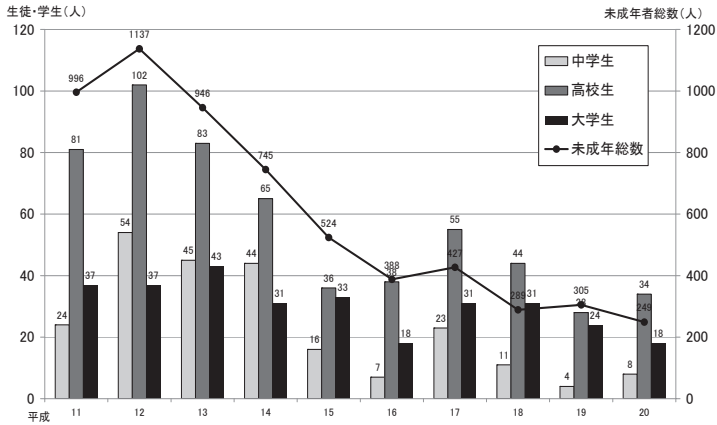


図2 覚せい剤事犯検挙者数（中学生，高校生：少年非行等の概要より，大学生：薬物・銃器情勢より）

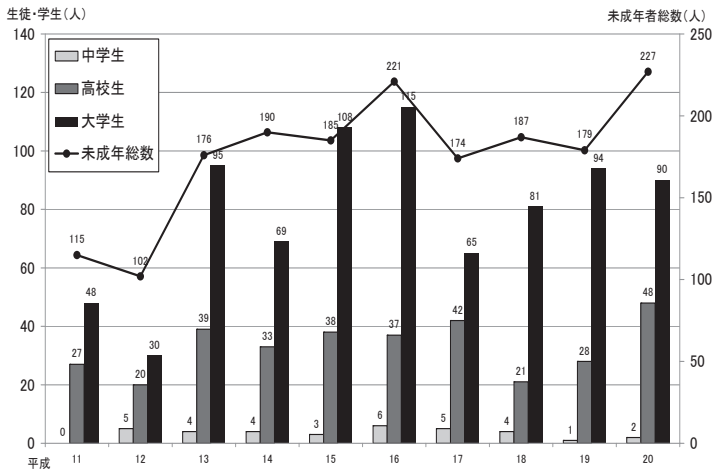


図3 大麻事犯検挙者数（中学生，高校生：少年非行等の概要より，大学生：薬物・銃器情勢より）

表1 我が国および諸外国における青少年の薬物乱用*の実態 (%)

国名	対象	プロジェクト	調査年	大麻	有機溶剤	覚せい剤	MDMA	コカイン	ヘロイン
日本	13-15歳	中学生(全国)	厚労省調査 ¹⁾	2008	0.3	0.8	0.3	-	-
	16-18歳	高校生(全国)	JSPAD ²⁾	2006	0.7	0.8	0.5	0.4	-
	18-22歳	大学生他	JSPAD ³⁾	2007	1.4	1.2	0.5	0.5	-
アメリカ	15-19歳	高校生	CDC ⁴⁾	2008/2009	37.6	11.7	4.1	6.7	6.0
	17歳	高校3年	MTF ⁵⁾	2007	41.8	10.5	11.4	6.5	7.8
	19-22歳	大学生	MTF ⁵⁾	2007	47.5	6.3	11.2	5.4	8.5
ドイツ	15-16歳	高校1年	ESPAD ⁷⁾	2007	20.0	11.0	5.0	3.0	3.0
フランス	15-16歳	高校1年	ESPAD ⁷⁾	2007	31.0	12.0	4.0	4.0	5.0
オランダ	15-16歳	高校1年	ESPAD ⁷⁾	2007	28.0	6.0	2.0	4.0	3.0
スウェーデン	15-16歳	高校1年	ESPAD ⁷⁾	2007	7.0	9.0	2.0	2.0	1.0
イギリス	15-16歳	高校1年	ESPAD ⁷⁾	2007	28.0	9.0	2.0	4.0	5.0
世界の平均 (年経験者**)	15-64歳		UNDOC ⁸⁾	2006/2007	3.9	-	0.6	0.2	0.4

*:生涯経験者(これまで一回以上経験) ** :年経験者(調査前一年間に一回以上経験)
 1)厚労省調査:薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(2008年):和田清 他。
 2)JSPAD (Japanese School Survey Project on Alcohol and other Drugs):高校生の喫煙、飲酒、薬物乱用の実態と生活習慣に関する全国調査2006:勝野真吾
 3)JSPAD:青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用の実態と生活習慣に関する調査2007 -関東地域における18-22歳対象の抽出調査-勝野真吾 他
 4)CDC:Centers for Disease Control and Prevention :Morbidity and Mortality Weekly Report (MMWR) Youth Risk Behavior Surveillance ...
 United States, 2009:National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion and Health Promotion, CDC
 5)MTF:Monitoring the Future study :Monitoring the Future national survey results on drug use, 1975-2007. Volume I: Secondary school students
 (NIH Publication No. 08-6418A). Johnston, L. D., et al.
 6)MTF:Monitoring the Future study :Monitoring the Future national survey results on drug use, 1975-2007. Volume II: College students and
 adults ages 19-45 (NIH Publication No. 08-6418B). Johnston, L. D., et al.
 7)ESPAD:The European School Survey Project on Alcohol and Other Drugs: The 2007 ESPAD Report : Substance Use Among Students in 35
 European Countries: The European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction (EMCDDA)
 8)UNDOC:United Nations office on Drug and Crime: World Drug Report 2008

て見出されている。

・青少年における大麻事犯の動向

平成一一年からの青少年(中学生、高校生、大学生、未成年者)の覚せい剤乱用の動向を図2に、大麻乱用の動向を図3に示した。図1の全年齢層の検挙者数の動向と同じく、未成年者においても、覚せい剤乱用は減少し、大麻乱用が増加した。大学生では平成一三年以降、高校生においても平成二〇年から、大麻乱用の検挙者数は覚せい剤乱用の検挙者を上回っている。

(二) 大麻乱用の現状(疫学的薬物乱用実態調査データから:厚生労働省、JSPAD 調べ)

先述の犯罪調査データから把握した薬物乱用の動向については、検挙者数は実際に薬物を乱用している者の一部であり、また、検挙者数は取締強化の如何によって変動すると言ふことを考慮しておく必要がある。このため犯罪調査とは別に薬物乱用の実態を把握する方法として、対象者に質問票により薬物乱用の経験の有無を問う方法を用いた疫学的実態調査が行われるようになった。調査の実施には、対象者の匿名性を保証するため、実施過程において様々な

特集・学生生活の危機対応

配慮を行い、対象者からの信頼感を得ておくことが重要となる。

表1に我が国と諸外国の薬物実態調査の結果を示す。疫学的な薬物乱用実態調査は世界の多くの国で行われてきており、特に日本の高校生一年に当たると一五―一六歳については長期間の結果が蓄積されているが、我が国ではまだ少ない。現在、代表的な調査には、一九九六年（平成八年）から隔年で実施されてきた全国中学生調査（厚労省の研究班：和田清他）および二〇〇四、二〇〇六、二〇〇九年（平成一六、一八、二一年）に実施された全国高校生調査（JSPAD：Japanese School Survey Project on Alcohol and other Drugs：勝野眞吾、本稿著者他）がある。しかし、大学生の年齢層についての調査は、著者が知る限り諸外国においても少なく、我が国でもJSPADが実施した首都圏の一八―二二歳（大学生およびその他社会人も含む）を対象とした調査のみである。このように世界的にみても、調査実施が困難である大学生の実態は空白状態にされているのが現実である。なお、表に各調査の出典を記したが、これらの多くはweb上に公開されているので参考にしていただきたい。我が国の大麻乱用経験率は中学生で〇・三％、高校生では〇・七％、一八―二二歳（大学生及び他）にお

いても一・四％であり、欧米諸国の青少年に比べて極めて低率である。高校生および一八―二二歳の年齢層では、検査者数での結果と同様に、実際の乱用についても大麻剤の乱用者が多い。欧米諸国の青少年においても大麻乱用が最も多く、アメリカでは約四割、西欧でも約三割の者が大麻乱用を経験していることとなる。大麻乱用、その他の薬物の乱用についても、諸外国からみれば、我が国の薬物乱用の問題は全くない、

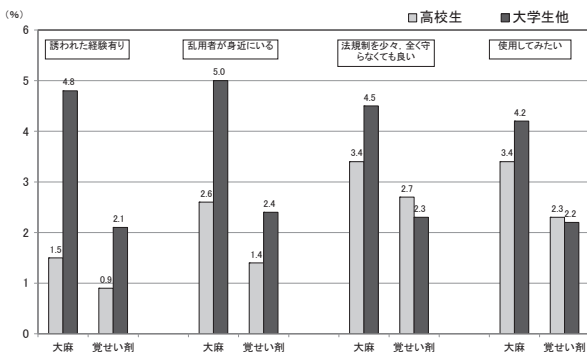


図4 大麻、覚せい剤に関して、「勧誘された経験」、「身近に乱用者がいる」、「法規制を守らなくても良い」、「使用してみたい」と回答した生徒、大学生他者の割合（JSPAD 高校生：2006年調査，大学生他：2007年調査）

問題にするのがおかしいと言われるような少なさである。しかし、薬物乱用防止対策では、薬物乱用防止戦略加速化プラン（平成二二年七月薬物乱用対策推進会議決定）においても挙げられたように、教育・予防啓発を具体的対策とする「未然防止対策」（一次予防の視点）が最も重要であり、薬物問題にまだ手を染めていない子どもたちが多いからこそ教育と言う本質的な予防対策が実施できるのである。

高校生の実態調査（SPAD）では、薬物に関わる意識や状況に関する情報が得られている。図4は、大麻乱用は覚せい剤乱用に比べ、その乱用の誘いを受けた、乱用者が身近にいるという、乱用のリスクが高い状況にあり、とくに大学生になるとそのリスクは二倍に増加していることを示している。また、覚せい剤乱用に比べて、大麻乱用の法律への遵法意識が低い者が多く、使用してみたい等の好奇心を持つ者も多く、特に大学生で増加している。大学生の覚せい剤乱用に対する遵法の低意識、好奇心は高校生と同程度に抑えられている。これらの結果は、前述の大麻乱用の検査者が大学生では高校生の約二倍以上いたことの影響を現すものである。

(三) 青少年の大麻乱用の要因

表2 第三次薬物乱用防止五か年戦略（平成20年8月）

- 目標1：青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- (1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化
(本戦略での新たな取り組み事項)
- ・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発活動の強化
 - ・大麻・MDMA等合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実
- 目標2：薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- 目標3：薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- 目標4：薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

大麻乱用の青少年における流行の背景には、次のような青少年の知識、行動の特性に係わる要因が考えられている。

- ・情報源：仲間、雑誌、口コミ、最近ではインターネットなどから大麻乱用に関する間違ったあるいは不正確な情報が流れている。これらの情報から大麻乱用の害は軽い、すぐやめられると誤解している者が多い。

- ・大麻の使用法：タバコ感覚で使用されることが多いことから、興味本位で手を出しやすく、薬物を乱用しているという罪悪感は薄い。
- ・大麻の入手・栽培…

特集・学生生活の危機対応

繁華街の街頭、飲食店等で簡単に入手できる環境がある。近年ではインターネットを介した大麻種子の入手、大麻自家栽培が急増している。

最近では、青少年の諸外国（特に大麻乱用を許容的に考えている国など）への海外経験が大麻乱用の広がりに拍車をかけている。高校生までの生活に比べて、自由に、そして行動できる範囲も広くなる大学生では、これら大麻乱用の誘発要因が重複・増強する。これらの要因からみると、先述のように大学生の大麻乱用者が高校生より多いこと、大学生が乱用する薬物の構成が、害が大きく（と認識している）、入手も困難で危険が伴う覚せい剤から大麻にシフトしていることは想定内の現状である。

二．薬物乱用防止対策の現状

(一) 大学・大学生への薬物乱用防止対策

薬物乱用・依存の三要因は薬物（密輸入・密製造等）、人（需要）、環境（密売組織・ルート等）である。我が国では、これら三要因に対する包括的な取り組みは、図1に示したように、第三次乱用期の到来に対する国家的な対策として、平成一〇年からの「薬物乱用防止五か年戦略」（以下略・平成一〇年戦略）が策定され、始められた。そ

の後、平成一五年からの「薬物乱用防止新五か年戦略」（以下略・平成一五年戦略）、平成二〇年からの「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（以下略・平成二〇年戦略）を策定し、包括的な取り組みを継続実施してきた。これら三度の戦略ではいずれも目標の第一番に、人の要因（需要）に對して、一次予防を視点とした

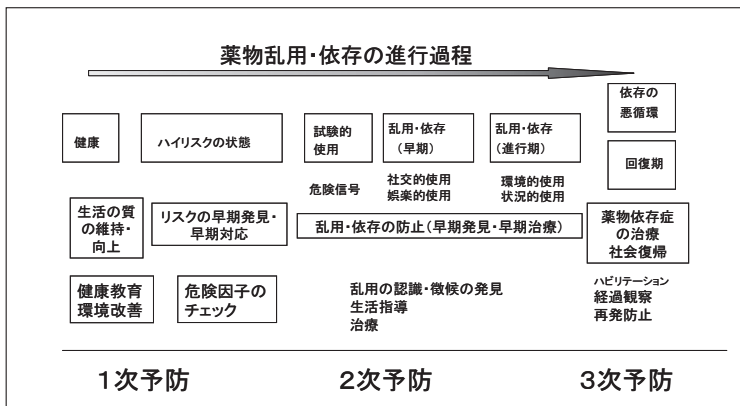


図5 薬物乱用・依存の進行過程と予防対策

青少年への防止対策を挙げている。その記載を見ると、平成一〇年戦略、平成二〇年戦略では「中・高校生を中心に……」であったが、平成二〇年戦略においては、表2に示すように大学生や有職・無職者を含む記載、「青少年による……」とされ、大学等の学生への取り組みが新たに始められた。薬物乱用防止対策においては、それまで大学生は職種の一つとして扱われ、大学についても中・高校に続く学校機関としてはほとんど目を向けられていなかった。大学・大学生への薬物乱用防止対策にとって、平成二〇年戦略は画期的な改定であったと言える。大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発活動の強化として、現在、以下の活動が進められている。(1)学内の多くの学生の目に触れやすい場所へのポスター掲示、ポータルサイトや電子掲示板・ホームページへの掲載(大学生用のパンフレット、ポスター…薬物乱用対策推進会議作成)、(2)入学時のガイダンス等における説明、(3)学生便覧や学生向け広報誌への掲載、(4)啓発資料の作成・配布、(5)警察や保健所などの学外機関と連携した学生・教職員に対する講習会・研修会の開催、(6)授業科目の開設、(7)学内諸会議における注意喚起

(二) 学校における薬物乱用防止対策

先述のように、薬物乱用防止対策においては薬物の需要

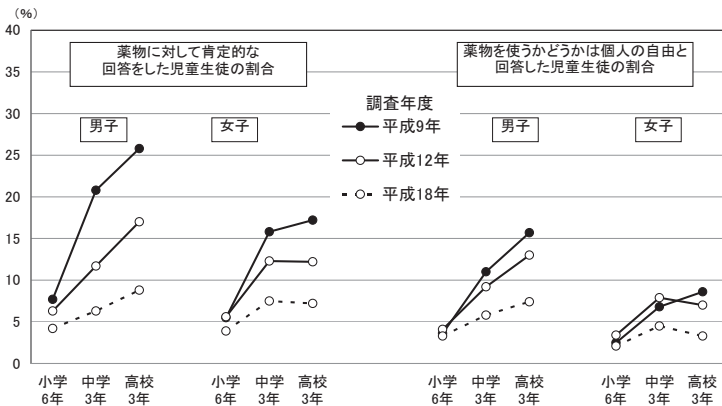


図6 「薬物に対して肯定的」、「薬物の使用は個人の自由」と回答した児童生徒の割合 (文部科学省調査：児童生徒の薬物に関する意識等調査結果(概要版)より)

を根絶する、具体的には人が薬物を使用しないようにすることが本質的な防止対策であり、それを効果的に進めることができるのは学校と言う組織・場・機会である。学校では、一次予防の視点から、地域社会と協力・連携体制を作りながら、薬物に手を出さない、染めないよう、人の育成を図ることが目的になる。ここで薬物乱用・依存防止のための一次予防について、確認しておきたい。図5に示すように健康およびハイリスクの状態(薬物乱用の誘いがある、身近に薬物の乱用者がいる、薬物に興味本位の好奇心がある、インターネット、仲間、雑誌などから薬物の情報を集めている、気分が不安定な時に薬物乱用の事を考えてしまう、など)から、試験的に薬物を乱用(一回でも乱用である)してしまつと、薬物乱用・依存は急激に進み、依存の悪循環に陥る。薬物乱用を経験した者を対象とする二次予防、三次予防は極めて困難である。従つて、薬物乱用に対しては、乱用のきっかけとなるハイリスクの状態を回避あるいは除き、薬物を始めさせない一次予防が最も本質的な対応となる。一次予防における具体的方法は、健康教育(薬物乱用防止教育)と薬物乱用を許さない社会環境づくりである。

(三) 薬物乱用防止教育

「薬物乱用防止五か年戦略」の目標1(薬物乱用の一次予防)を達成するための具体的対策として、児童生徒への薬物乱用防止教育が推進されてきた。全ての学校に年一回は薬物乱用防止教室を開催するよう指導、薬物乱用防止教育のための指導の手引、資料を作成し、全ての学校に配布するなど、その他、学校と言う体制を生かした様々な取り組みがなされている。この対策の重要な意義は、一部の学校だけでなく、全ての学校を対象としたことにある。一次予防では、全てが対称についての基本概念になる。学習指導要領においても、薬物乱用に関わる内容が充実化され、小学校から高等学校までの系統的な薬物乱用防止教育の内容が盛り込まれている。このような学校教育を通じた薬物乱用防止教育の効果は平成九、一〇、一一年の三回にわたる児童生徒の薬物に対する意識等の調査(文部科学省)結果に如実に現れている。その結果の一部を図6に示した。薬物乱用を肯定的に捉える者、薬物乱用は個人の自由であると考える者が三回の調査で順次少なくなっている。ここで注目したいことは、それまでに少なくとも六年間は学校において系統的な薬物乱用防止教育を受けてきた平成一八年の高校三年生でその効果が大きく見られることである。これ

より、薬物乱用防止教育は継続してあるいは繰り返して行うことが大切であることがわかるが、残念ながら、現在、大学においてはほとんど行われていないのが現状である。

三 大学・大学生の薬物乱用防止対策への提言

以上、大麻乱用が大学生に広がった背景、大学生への薬物乱用防止対策の現状について述べてきた。まとめとして、これからの大学・大学生への薬物乱用防止対策について、著者からは特に以下の点を要望したい。

(一) 大学において薬物乱用防止教育を

薬物乱用防止対策においては、一次予防の視点から薬物の需要を根絶する。すなわち人が薬物を使用しないようにすることが本質的な防止対策となる。具体的には薬物乱用防止教育・指導により薬物に手を出さない、手を染めないよう、人の育成を図ることである。それを効果的に進めることができるのは学校という組織・場・機会である。大学ではこれらのことを改めて認識していただきたい。

現在進められている啓発活動に加えて小学校、中学校、高等学校において系統的に実施されている薬物乱用防止教育を大学においても行う必要がある。特に、先述のような

大麻乱用の誘発要因の影響が大きくなり、薬物に対する臨場感も高まっていると考えられる大学生の時期、薬物乱用防止教育は最も有効な予防対策となることが期待できる。

(二) 大学における薬物乱用防止対策を社会に広報

今回の大学での大麻乱用問題を機に多くの大学が薬物乱用防止対策に乗り出した。次に大学でのこの取り組みを社会に向かって広報する必要がある。社会においても、薬物乱用を広める側においても、大学・大学生は薬物乱用の餌食にはならない毅然とした姿勢を認識させる。さらに個々の大学からの発信に加えて、国を挙げての大学・大学生への薬物乱用防止の取り組みが社会に周知されることが望まれる。

最後に、大学・大学生において、この数年間の大麻事犯の過熱的な報道が薬物乱用防止対策の推進力の一つになったことは否めないが、きっかけはどうか、これからも薬物乱用防止対策・教育に緩みなく継続的に取り組んでいくことが重要であると述べておきたい。